

## 国内における脊柱の取扱施設調査について

食品、添加物等の夏期・年末一斉取締りの中で実施されている脊柱の取扱施設調査において、平成 30 年度年末及び令和元年度夏期に指摘された重要な事項の内容及びその改善措置内容については下記のとおり。

## 記

## ○平成 30 年度 年末一斉取締り

食肉処理業者の産業廃棄物管理（マニフェスト）について、以下を指導した。

- ・数量を記入する際「kg」等の単位を忘れずに記入すること
- ・施設から排出した量と廃棄業者が受け入れた量について相違がないことを確認できるように伝票を保管すること

指導後は数量を記入する際の単位が記入されていること、伝票が適切に保管されていることを管轄自治体において確認済み。

## ○令和元年度 夏期一斉取締り

食肉処理業者が脊柱を除去する際、ナイフで除去が難しい場合、電動ノコギリを使用しており、電動ノコギリを使用した際、背根神経節を傷つける可能性がある箇所への使用が確認された。

指導後は電動ノコギリを使用する際、背根神経節を傷つけない箇所で脊柱を除去していることを管轄自治体において確認済み。

## BSE 対策に関する調査結果（令和 6 年 4 月 1 日時点）

## 1．対象畜種別のと畜場数（全 131 施設）

対象畜種	と畜場数	昨年度比
牛のみ	78 施設	4 施設増
牛・めん山羊	46 施設	1 施設減
めん山羊のみ	7 施設	-

## 2．通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数

使用方法	と畜場数	昨年度比
スタンガン（とさつ銃）のみ使用 非貫通式のエアスタナーを含む。	120 施設	3 施設増
スタンガンとと畜ハンマーの併用	2 施設	-
と畜ハンマーのみ使用	2 施設	-
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法	0 施設	-

## 3．月齢による分別管理について

## (1) 分別管理を行っている年齢

30 か月齢以下、30 か月超に区分し、分別管理している：58 施設

全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う：66 施設

## (2) 分別管理の方法

曜日等、日によって分別管理している：2 施設

時間によって分別管理している：16 施設

と室等、場所によって分別管理している：0 施設

～ で分別せず、タグ等により識別している：46 施設

その他：7 施設

## (その他の方法の具体例)

- ・ と を併用している。
- ・ と を併用している。
- ・ と を併用している。

#### 4. 30 か月齢以下の牛の頭部の使用について

##### (1) 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法

処理方法	と畜場数	昨年度比
作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	10 施設	1 施設減
時間により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	10 施設	5 施設減
その他の方法により分別している	26 施設	9 施設増
牛の頭部を食品として用いない	78 施設	-

##### (その他の方法の具体例)

- ・ タグ等により識別する。
- ・ とタグ等による識別を併用している。

##### (2) と畜検査員の確認

確認を受けている：124 施設

牛のと畜がある施設は 124 施設のため、全施設で適正に実施されている。

#### 5. 舌扁桃の除去について

処理方法	と畜場数	昨年度比
左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	6 施設	1 施設増
最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	67 施設	6 施設減
最前位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	40 施設	7 施設増
その他	11 施設	1 施設増

##### (その他の方法の具体例)

- ・ 最後位有郭乳頭の前方約 2cm の位置から舌根部にかけて舌表面（上皮～粘膜固有層）を除去
- ・ 最前位有郭乳頭から舌根部にかけて、上皮～固有筋層を除去
- ・ 舌はすべて食用にせず焼却処分

#### 6. 牛の特定部位の焼却について（複数回答した施設あり）

処理方法	と畜場数	昨年度比
と畜場内の施設で焼却している	14 施設	1 施設減
産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	38 施設	2 施設増
市町村等の産業廃棄物処理場で焼却している	6 施設	-
専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	43 施設	1 施設減
専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	23 施設	1 施設増

#### 7. 文書の作成に関すること

- ・ SSOP に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している： 130 施設
- ・ SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない： 1 施設
- ・ SSOP を定めていない： 0 施設

令和5年4月に開設した新規施設であり、既に指導済み。

#### 8. 指導に関すること

2023年4月1日～2024年3月31日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設： 2 施設

指導内容：

- ・ 頬肉除去後の頭部を SRM 用ではない容器に入れていた。SRM 専用の容器に入れるよう指導。
- ・ 頭落とし工程にて、延髄の切断の際にナイフの使い分けを行っていない。区別して使用するよう指導。